

共同住宅扱いの適用に係る要綱

(平成20年3月28日19川水総営第434号)

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市水道条例施行規程（平成22年水道局規程第1号。以下「水道規程」という。）第40条第1項の規定によるメーターを共用する共同住宅等及び川崎市下水道条例施行規程（平成22年水道局規程第59号。以下「下水道規程」という。）第15条第1項の規定による共同住宅扱いの適用について必要な事項を定めるものとする。

(住宅の構造)

第2条 水道規程第40条第1項及び下水道規程第15条第1項に規定する住宅は、壁及び玄関により完全に区画されており、かつ、各戸の入居者が独立の生計を営むことができるものでなければならない。

2 上下水道事業管理者は、前項の独立を確認するために必要があると認めるときは、各戸の入居者に住民票の写し等の提出を求めるものとする。

(住宅の特例)

第3条 前条の規定にかかわらず、各世帯の独立について、次の各号のいずれにも該当する場合には、各世帯が独立して使用する部分を1戸の住宅とみなすことができる。

(1) 各世帯の独立が住民票の写し等により確認できること。

(2) 各世帯が独立して使用する部分に台所及び便所が設置されていること。

(共同住宅等の構造)

第4条 共同住宅等において住宅部分（住宅及び住宅の管理のために水道を使用する部分をいう。ただし、家事の用以外の用にも水道を使用する部分を除く。以下同じ。）と非住宅部分（店舗、事務所、作業所、旅館、ホテル、簡易宿泊所、短期賃貸借マンション等の家事の用以外の用に水道を使用する部

分をいう。)とがある場合には、各部分が判然と区別されており、かつ、住宅部分の使用水量のみを1個のメーターで計量できるようにしなければならない。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に次に掲げる施設を有する共同住宅等は、当該共同住宅等の建替え等を行うまでの間、住宅部分と非住宅部分の使用水量を1個のメーターで計量して、次項及び第4項に定めるところにより水道料金及び下水道使用料の額を算定することができる。

(1) 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の2第6項に規定する

認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設

(2) 老人福祉法第20条の4に規定する養護老人ホーム

(3) 老人福祉法第20条の5に規定する特別養護老人ホーム

(4) 老人福祉法第20条の6に規定する軽費老人ホーム

(5) 老人福祉法第29条第1項に規定する有料老人ホーム

(6) 介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第28項に規定する介護

老人保健施設

3 住宅部分と非住宅部分の使用水量を1個のメーターで計量するものの水道料金の額の算定については、次の各号に定めるところにより算定した各部分の基本料金及び超過料金の額を合算することにより行う。

(1) 住宅部分の水道料金に相当する額 1月につき10立方メートルに使用戸数を乗じて得た水量（当該水量がメーターで計量した水量を超える場合にあってはメーターで計量した水量）を使用水量として、川崎市水道条例施行規程（平成22年水道局規程第1号）第40条第3項の規定により算定した額

(2) 非住宅部分の水道料金に相当する額 メーターで計量した使用水量から前号の規定により算出した水量を差し引いて得た水量を使用水量として算定した額

4 前項の規定は、川崎市下水道条例施行規程（平成22年水道局規程第59号）に定める使用料について準用する。この場合において、「水道料金」とあるのは「下水道使用料」と、「基本料金」とあるのは「基本額」と、「超過料金」とあるのは「超過額」と、「使用水量」とあるのは「排出汚水量」と、「川崎市水道条例施行規程（平成22年水道局規程第1号）第40条第3項」とあるのは、「川崎市下水道条例施行規程第16条」と読み替えるものとする。

附 則

この要綱は、平成24年7月9日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年8月1日から施行する。